

発議案第36号

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月7日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	木 下 映 実	印
賛成者	八千代市議会議員	山 口 勇	印
	同	成 田 忠 志	印
	同	林 隆 文	印
	同	原 弘 志	印
	同	横 山 博 美	印

提案理由

八千代市議会議員の定数を定める条例が改正されたことに伴い、常任委員会の委員定数について所要の改正をいたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例

八千代市議会委員会条例（昭和42年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表定数の欄中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月15日から施行する。